

国土審議会 第8回計画部会

【奥野部会長】 それでは定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第8回計画部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、また遠路ご出席いただいております、ありがとうございます。

まず、事務局から、本日の会議の公開についての説明と、会議資料の確認をお願いいたします。

【総務課長】 国土政策局総務課長の姫野と申します。では、座らせていただきます。

当部会は、国土審議会運営規則に従い、会議、議事録ともに原則公開とされており、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、岡部委員、垣内委員及び寺島委員におかれましては、急遽ご欠席の連絡をいただいておりますことを申し伝えたいと思います。

次に、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

議事次第、座席表とありまして、資料1、国土審議会計画部会委員名簿、資料2が、第16回国土審議会における委員意見、資料3が、新たな国土形成計画（全国計画）第2部骨子（案）、資料4が、計画提案の提出状況、資料5-1が、第五次国土利用計画（全国計画）素案のポイント、資料5-2が、第五次国土利用計画（全国計画）素案、そして資料6が、計画部会の検討スケジュール、このほかに、参考資料1として、第7回計画部会の意見要旨を、参考資料2といたしまして、新たな国土形成計画（全国計画）中間とりまとめをおつけしております。

以上の資料につきまして不備等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

【奥野部会長】 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

カメラによる撮影はここまでとさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

お手元の議事次第をご覧ください。本日の議題は、新たな国土形成計画（全国計画）第2部骨子案等について、それから第五次国土利用計画（全国計画）素案についてであります。主に第2番目の議題について、意見交換の時間をたくさんとりたいと予定しております。

す。

まず議題1であります。事務局から説明をお願いいたします。

【総合計画課長】 議題1についてご説明を申し上げます。資料の2・3・4のご説明をさせていただきます。

まず資料2をご覧ください。資料2は、3月24日に計画部会で取りまとめていただきました中間とりまとめ、今日も資料は冊子のものをお配りしてございますけれども、これを3月24日の国土審議会本審議会でご説明をし、ご意見をいただきました。そのご意見の概要が資料2でございます。簡単にかいつまんでご説明をさせていただきます。基本的な考え方につきましては、概ね了承を得られたものと考えてございますが、更にプラスしていろいろと幾つかご意見がございました。

1ページ目の国土形成計画全体についてのご意見ですけれども、4つ目のポツにありますように、前向きな計画であるが、施策がうまくいかなかった場合の次の手を包含する内容にできるといいのではないかというご意見。

それから、一つ飛びまして、その次の次のポツですけれども、「国土づくりの目標」は我々の考えと一致しているということなのですが、閉塞感がありますので、地方創生は閉塞感を打破する成長戦略であって、国土形成計画についても成長戦略であるという認識を持つことが重要であるというご意見がございました。

それから、下から2つ目のポツでございますけれども、田園回帰や働き方の変化など、ライフスタイルの選択肢拡大に対応するための計画という側面があると理解しているというご意見もございました。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございます。一番上のポツにありますように、自分たちの地域のことは自分たちで決めると感じられるような計画であるべきだというご意見がございました。

続きまして、対流促進型国土についてのご意見でございますけれども、一番上のポツにございますとおり、対流というのはいい言葉でありますけれども、なかなかその説明が難しいのではないかと、理解がなかなか難しいのではないかとということで、どう説明するかはよくよく考えるべきであるといったご意見がございました。

それから、地域に特色があれば、地域の個性を磨けば対流は自然に生まれるという単純なものではないので、対流を促す側面ということを考えるべきではないかというご意見がございました。

それから、対流という概念のご説明の中で、3つ目のポツにありますように、循環という観点、これは食料、エネルギーとか資源につきまして、内部循環型を取り戻すような施策が必要ではないかという観点から、循環という観点も重要だというご意見がございました。

次の3ページ目には、「コンパクト+ネットワーク」につきましてのご意見がございました。2つ目のポツにありますように、コンパクト化による地域格差を生じさせないためにはネットワークが重要であるといったご意見。

それから、その次のポツなんですけれども、コンパクト化については、財政制約下で効率化を図るという点では必要だとは思いますが、例えば食文化とか、いろいろなものが多様性を維持していくためには、コンパクト化になじまないものもあるのではないかと。あるいは森林などは分散して存在するほうが効率的な資源であるといったこともあるので、そこはきちんと分けて考えるべきではないかというご意見がございました。

それから、地方創生につきましては、3ページの下のところでございますけれども、1つ目のポツの最後のほうです。女性や若者が働き、地域に住み続けることができるためには具体的に何が必要なのかということをご意見を今後よくよく考えて記載してほしいというご意見がございました。

次のページ、4ページをめくっていただきまして、スーパー・メガリージョンについてもご意見がございました。特に、関経連の沖原委員とかから同時開業という話もございましたけれども、いずれにしてもスーパー・メガリージョンの形成については時間軸の設定ということが大事だというお話もございました。

それから、国土の管理につきましても、一番初めのポツにありますように、人口減少に伴う開発圧力の低下機会を捉えた国土利用の選択的利用は、時間軸をきちんと考えていくことが必要ではないか。最後にありますとおり、戦略的かつ長期的な計画が必要だというご意見がございました。

国土基盤につきましては、ファシリティ・マネジメントの考え方が重要だというご意見がございました。

共助社会づくりにつきましては、次の5ページをご覧いただければと思いますけれども、5ページの最後のポツです。地域の課題を地域の資源で解決するという観点、専門家と地域住民との共存連携の観点、取り組み主体が補助金での運営から自立的なコミュニティービジネス等に移行していくという視点が重要であるというご意見がございました。

それから、担い手のところにつきましては、2つ目のポツにありますとおり、地方では国際化を担える人材が不足しているの、それをどう育てていくかということが重要だといったお話もございました。

その他いろいろとご意見がございまして、ちょっと1つだけご紹介させていただきますと、2つ目のポツにありますように、国際競争の激化と書いてございますけれども、国際社会というのは競争だけでなく共存共栄ということもありますので、国際社会の相互依存が進んでいるという観点も必要ではないかといったご意見もございました。

いずれにいたしましても、こういうご意見を踏まえながら、今後の作成作業を進めていきたいと思っております。

それで、従来からお話ししてございますとおり、国土形成計画（全国計画）につきましては、3部構成を考えております。おまとめいただいた中間とりまとめにつきましては、第1部と総論という位置づけで私どもは思っております、それを踏まえて、それを実現するための分野別施策の基本的方向というものを第2部に。これは、各省さんとよく相談しながら実際の施策パッケージを書いていくということをしておりますけれども、資料3は、今それを各省さんとよく相談しているところでございますけれども、骨子ということで、こんな柱立てでつくりたいということをお示しさせていただいたものでございます。

資料3をご覧くださいまして、第2部、分野別施策の基本的方向でございますが、8章立てで考えてございます。ちょっと骨子だけではわかりにくいところもございますが、特に抜けとか、より強調したいところとか、ご意見をいただければ幸いです。

第1章につきましては、地域の整備に関することとございまして、今回の計画の目玉であります対流の促進、それから「コンパクト+ネットワーク」の構築ということを第1節に書こうと考えてございます。それから、ここは地方の創生とか大都市圏の整備あたりのことを横断的に書ければと思っております、第2節は少子化、高齢化に対応した地域づくり、第3節は住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保、第4節は都市圏の形成の問題、それから第5節は農山漁村の形成の問題、それから第6節につきましては、ちょっとこれは従前の全総計画のころからいわゆる条件不利地域の対応についても書かせていただいておりますので、それを5つに分けて書くということを考えてございます。

それから、第2章は産業の関係です。第1節が国際競争力の強化につながるような非常に大きな産業の話、それから第2節が地域を支える産業の話を書こうと考えてございます。

1ページめくっていただきまして、第3節は、エネルギーの問題、産業に関するエネ

ルギー産業の問題ですね。それから第4節は農林水産業のこと、それから第5節は海外の企業を日本に呼び込むための環境整備ということを書こうと考えてございます。

第3章は文化と観光でございます。第1節が文化、第2節は観光振興のことを書こうと考えてございます。

それから、第4章はインフラの話でございます、国土基盤の話でございますが、第1節は交通体系、第2節は情報通信体系、第3節がエネルギーインフラで、第4節はその維持管理の問題でございます、戦略的メンテナンスの話を書こうと思っております。それから、第5節は整備したものを賢く使うという使い方の問題、有効活用の話を書こうと考えてございます。

それから、第5章は防災・減災でございます、第1節のところはそのハード・ソフトの適切な組み合わせ等々の全般的な話を書かせていただきながら、第2節は都市の防災・減災、それから第3節につきましてはハリダンダンシーの話を中心に災害に強い国土構造という話を書こうと思っております。第4節は自助・共助・公助の話を書くという予定でございます。

第6章、国土資源及び海域の利用と保全につきましては、第1節は農用地、第2節は森林、第3節は水環境、第4節は海洋・海域という順番で書こうと思っております。

それから、1ページめくっていただいて、最後のページでございますけれども、第5節のところは、国土管理の横断的な話をして、国民の参加による国土管理という話を書こうと思っております。

第7章は環境保全及び景観形成でございます。第1節は自然環境の保全・再生の話、第2節は食料、エネルギー、資源の安定確保の話、第3節は地球環境問題、第4節は大気環境の保全と土壌汚染対策、第5節は美しい景観の話を書こうという順番でございます。

第8章は共助社会づくりの話でございます。中間とりまとめのところで最後に書いてございまして、そこを受けてでございますけれども、第1節は担い手の確保、第2節は多様な主体による共助社会づくりについて具体的な施策を書いていこうと考えてございます。

このような形で今、文書を作成してございまして、次の計画部会では文書にしたものをお示しできればと考えてございます。

それから、最後、資料4でございますけれども、国土形成計画は法律上、都道府県、それから政令市が単独または共同して計画提案をすることができることになってございます。その提案につきましては、国土交通省のほうで検討させていただいて、その対応状況を国

土審議会でご議論いただいて、その対応がいいかどうか、採用する、採用しない、そういう対応がいいかどうかを検討していただいて、その上で各提出団体に返事をするという形になってございます。資料4は、どういう意見が出てきたかということをもとめただけでございまして、今後、計画をつくっていく中で参考にさせていただきながら計画をつくらせていただき、各団体への対応状況についてはもう一度計画部会にお諮りをして、その対応でいいかどうかということをご議論いただく予定にしております。法律上、計画提案はいつ出してもいいんですけれども、ちょっとこちらの作業の都合上、1月28日から2月27日の間で募集させていただきまして、35団体の単独提案と2つの共同提案がございました。

1ページめくっていただきまして、一つの団体で複数の提案を出してございますので、提案の数は183ございまして、事務局のほうで勝手にちょっと分野にまとめさせていただいたのがそこにある数でございます。一番多いのは、国土基盤、インフラ関係でございまして、高規格道路とか高速鉄道とか、そういうものの整備をするといったお話が一番数としては多かったですけれども、そのほか、防災・減災とか、産業の問題とか、地域整備の問題とか、それぞれに関してそれなりのご提案があったといった状況でございます。183もありますので、全て説明するわけにはまいりませんが、ちょっと気になる提案につきましては、簡単にご説明だけさせていただきます。

1ページ目、岩手県の1と書いた、このナンバーというのは各団体ごとのナンバーでございまして、岩手の1、再生可能エネルギーの活用促進等々です。ちょっと地震・津波の経験からそういう防災・減災につながるようなお話が幾つかございました。

次のページをめくっていただきまして、2ページ目でございますけれども、岩手県の10にありますように、広域防災拠点の整備。東日本大震災では岩手県の遠野市等が活躍しましたので、そのようなご意見がございました。

それから、ちょっと飛びますけれども、4ページの一番下を見ていただいて、茨城県の5、農業生産基盤等々、農業生産を支えるような基盤、それからそのメンテナンス等々の話が意見として出てございます。

それから、その下の5ページ目の群馬県の2、下から2つ目でございますけれども、「地域の特性を活かしていくことによって、地域への誇りや愛着を強められるよう配慮していく」といったことを入れてほしいという意見が出てございます。

それから、1ページめくっていただいて、6ページ目でございますが、同じ群馬県、4

番、5番などがそうですけれども、対流拠点によってその対流を促進する、対流拠点というものを整備して、それを核として対流を進めていくことが必要ではないかといったご意見がございます。

それから、その下の7ページ目の一番下、東京都の3でございますけれども、都市農業についての記述が必要だというご意見がございました。

それから、1ページめくっていただきまして、8ページ目の一番上のさいたま市の1番ですけれども、防災のバックアップ拠点の強化ということ。さいたま市さんはそういうことに手を挙げておられますが、これは関西のほうも同じような意見が出ておりましたけれども、バックアップ拠点というものをつくるべきだというお話が幾つかございました。

それから、同じページ、川崎市さんからは、川崎市さんの1は少子化対策についての案が出ておりますし、それから川崎市の2は高齢化対応ということで、住まいの確保、それから住まい方の検討、両方が必要ではないかといったお話がございました。

それから10ページ目に行ってくださいまして、同じ川崎市さんの8番ですけれども、クリーンエネルギーということで水素の活用という話がございまして、水素社会の実現のための施策をちゃんと書くべきではないかというお話がございました。

それから、下の11ページ、相模原市の3でございますけれども、空き家対策もちょっとご意見としてはございました。

それから、1ページめくっていただいて、12ページの岐阜県の2でございますけれども、健康づくりを推進するための社会づくりという話がございます。

ちょっと時間もなくなりましたのでちょっと飛ばしますけれども、ちょっとご報告しておいたほうがいいかなと思っておりますのは、ページが大分飛びますけれども、24ページの兵庫県さんの6番のご意見をちょっとご紹介したいと思います。24ページ、兵庫県さんの6番のご意見でございますけれども、経済成長や所得向上を目指す従来型の発展モデルがいいのか、その下のほうにあります、「生活と心のゆたかさ」を基軸に据えて取り組むかという、二者択一みたいなご意見も出てございまして、どうもその心は、次の、1ページめくっていただいて26ページ目のあたりに出ているのかもしれませんが、「コンパクト+ネットワーク」ということを打ち出しているわけでありまして、それはある意味、経済合理性に基づいてそういうことを打ち出しているということで、更なる集中あるいは過疎地域の切り捨てにつながるよう留意しなければならないということで、技術革新やシステム改革を行って、過疎地域でも分散自立できるような、そのような方向で考

えるべきではないかということでございました。ちょっとここは誤解があるのかなということもありますけれども、意見としてこのような意見が出てきている。

27ページの兵庫県さんの14番にありますとおり、「従来の東京圏をピラミッドの頂点とする国土構造の発想が踏襲されているように見受けられる」という、ちょっとこれも誤解だと思うんですけども、そんなご意見が出ているということをご報告させていただきます。

また、この対流につきましては、次回以降の部会でご議論いただきたいと思いますので、今日ご紹介にとどめさせていただきます。

以上でございます。

【奥野部会長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら、お願いいたします。

【大西委員】 よろしいですか。

【奥野部会長】 どうぞ、大西委員、お願いします。

【大西委員】 最後のところで、兵庫県のご意見として、コンパクトについて何点か、ざっと見た感じですけども、これについて少し批判的な意見が述べられているかなと思います。今、誤解があったとおっしゃったので、原案の書きぶりとは兵庫県の意見というのがどのように組み合わさるのかは、ちょっときちんと整理する時間がないので、そこのところについては深くコメントしませんが、前にも申し上げましたけれども、コンパクトというのは、意外とこういう場では認識が共有されているけれども、全然その外に浸透していないといえますか、いろいろな考えが錯綜しているように思うんですね。自分が切り捨てられるというふうに直感的に考える方もいる。したがって、「コンパクト」という言葉だけで済まらずに、一言で言えば、「コンパクト+ネットワーク」ではわかりにくいので、もうちょっと丁寧に概念を説明していく必要があると感じています。

特に「コンパクト」については、どうやってやるのかですね。強制的に、では周りにわりと密度の低いところに住んでいる家に移転させるということをやめるのか、あるいはサービスはもう打ち切ってしまう、あとは勝手に生きてくださいというふうにしていくのか、あるいは100年待って少しずつ動いてくるのを地道に待つのか、いろいろやり方があると思うんですが、何かそういうことについても少し議論を詰めていく必要があるのではないかと。私は、強制的に移すということはある程度得ないとしても、自治体がサービスを行うときに、わりと効率がよくサービスができる場所と、密度が低くてなかなかサービスを

するための移動にコストがかかって全体としてコスト高になるところと同じ水準のサービスをするというのは、税金を払っている以上、行政サービスは均等に受けるべきだという考えに立てばそうだけれども、その行政サービスにコストがかかっている以上、コストをベースにすると、同じコストで得られるサービスと考えると、おのずから、例えばサービスの頻度とかが違ってくるんだろうと思うんですね。やっぱりその辺の議論を少し深めていくことで、もちろん選択肢としては、ひとりで孤高を保って暮らすというやり方もあるけれども、それはそれなりに自己負担がかかるんだといった議論を詰めていかないと、なかなかこの概念は理解されにくいのではないかと。こうやって県レベルからもこういう質問が出るので、やはりそのところはなかなか理解されてないんだということを前提に、丁寧な説明なり、あるいは我々としても、どのようにしてコンパクトシティというのを実現するのかという議論は深めていく必要があるのかなと改めて思いました。

以上です。

【奥野部会長】 ありがとうございます。コンパクト化については、居住の集約化といった方向で即理解されまして、自分たちの集落はもう維持してもらえないのではないかとといったことがあるようでありまして、今までのコンパクト化について国交省はいろいろ最近検討していらっしゃると思いますが、あじさい型都市にしても、団子と串にいたしましても、残る集落は残すということ、これはきちんと出ていると思うんですけども、それが日本の文化を守る大事な一つの視点だと私は思っておりますけれども、その辺はなかなか理解していただけない。サービスの問題、今、大西先生からございましたけれども、一番難しいのは、道路とか橋とかは、いずれにしたって山や川は守らなければいけないし、いろいろあると思うんですが、下水管が25年、30年ぐらい前に集中的に整備されて、それが今一斉に老朽化していて、各自治体がそれをどのように投資するのか、財源はどう確保するのか、非常に難儀していらっしゃると思いますが、そういうところをどう進めていくかというのは非常に大きな自治体の問題になっているけれども、なかなか切れない、サービスを切るわけにはいかないといったことがあるように私は理解していますが、ありがとうございます。

続いてご質問、ご意見等々……。小田切先生。

【小田切委員】 2点申し上げます。1点目はちょうど今の議論にかかわってなんですけど、多分コンパクトという概念には二つの意味合いといたしまししょうか、一つはベースを維持するという意味でのコンパクトという考え方と、それから具体的なプロセスで、シュリ

ンキング、シュリンケージ、縮退というプロセスの概念と、多分二つあるんだらうと思うんです。そして、どちらに重点を置いて理解するかによって、まさに批判したり批判されたりということになってしまって、この辺の整理をやはり大西先生がおっしゃるようきちんとすることが必要だらうと思います。

それから、2点目なんです、骨子のところの第1章の第5節、「美しく暮らしやすい農山漁村の形成」と、「美しい」という言葉が出ております。これは国土形成計画だったのか、あるいはその前のランドデザインだったのか、少しはっきりした記憶がないんですが、大西先生が「美しいという概念が少し弱いのではないか」というご発言をされたことを記憶しております。私も全く同様に考えておまして、それがこの第5節、「美しく暮らしやすい農山漁村の形成」というところに見出しとして出たことは歓迎したいんですが、ただ、農山漁村だけでよろしいのかという意味で、「美しい」という概念をもっと基軸に据えてこの第2部に位置づけてもいいのではないかと考えております。実は後で議論される国土利用計画についても全く同じでありまして、そういう意味で、せっかく出していただいた「美しい」がすぐく場当たりのものではなく、もう少し一貫性があるような形で、ぜひ考えていただきたいなと思っております。

【奥野部会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。高橋委員。

【高橋委員】 人口減少というのが今回のこの提案の一番肝心の部分だと思うんですけども、これに関しては、医療の世界で今年から地域医療構想というのが始まって、各地域の人口、それをもとにした将来予測で各地域にどれぐらいの病床が必要かということが割り振られて、それをもとにどのような形で地域の病院をやるかというのは地域の医療提供者が考えるという試みが起きていて、そういう意味でいうと、かなり具体的な像が出てきているのではないかと思います。ですから、そのような例を引いて、集約していく傾向が医療の場合はとても出ていますので、具体例としてそういうものを引くと、非常にイメージしやすいのではないかなというのが1つ目の提案であります。

2つ目は、人口が減少した場合、なぜコンパクト化しないといけないのかという点に関してなんですけれども、スターバックスインデックスという、これは国土交通省さんの長期ビジョンで私も初めて知って、それからいろいろなところで使わせていただいているんですけども、ある人口規模がないと、産業というか業態が成り立たないという形になっておまして、500人いれば、コンビニ、燃料店、それから飲食店、それから床屋さん、診療所等が成り立つんですけども、それが減ってくると、どんどんそういうものがなく

なって、非常に住みにくくなってくる。それから、医療の場合も、機能に応じてどれだけの背景人口がないといけないかというのははっきりしておりまして、私はいろいろな地域から結構呼ばれて相談を受けるんですけども、人口が減ってきて5つの病院が保てなくなると、要は一つの病院に割り振られる患者が少なくなってきた、集めることができなくなってくる。そうすると、その地域の人口を考えて病院を集約化して、必要な患者数を保つといった視点が出てくるわけでありまして。だから、65歳以下の人口で申し上げると、2010年が9,700万人いて、2040年が6,700万人まで減るという予測ができるわけでありまして、そのサイズに応じて、地域ごとにどれだけの施設が置けるのかということから考えていくと、全てのところにやるとみんなが不幸になるんだということをもっと全面的に押し出して、自発的にやるといったことがもっと前面に出るべきではないかなと思います。

【奥野部会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。鷺谷委員。

【鷺谷委員】 地方からの提案のテーマごとの件数が出ていますが、地域整備、産業とか、国土基盤、防災などについては件数がかかなり多いのに対して、環境保全・景観、共助社会などはそれぞれ片手以下の件数になっています。件数が多いテーマというのは、地方がビジョンを描いたり、具体的な検討をするための技術とか人材とか、そういうものがある程度もうある分野なので、地方に任せる面というんでしょうか、それを大きくして、全体のネットワークなど、調整が必要なところを特に留意すればいい分野なのかもしれませんが、環境保全とか共助社会は、まだ地域がそのテーマになれていない面もあって、みずからがしっかりとビジョンを持って計画を立てていくことが十分まだできない分野なのではないかと思いますので、国からの情報提供など、あとモデルをしっかりと確立していくことが、こういうまだ地域が十分考え始めているテーマに関しては必要なのではないかと感じました。

以上です。

【奥野部会長】 どうもありがとうございました。橋本委員、お願いします。

【橋本委員】 コンパクト化という点について、一つだけお話し申し上げたいと思います。今の地方創生の議論でも、人口が減少しても地方の経済活力を維持するというための生産性とかイノベーションをどう高めるかという、地域への新しい成長モデルというか、パイを広げていくようなアプローチがより重要だと今、議論になっているのではないかと思います。そういう脈絡で捉えますと、コンパクト化という議論も、一つは今の行政サー

ビスを中心とするその効率化とか維持という問題はもちろん非常に重要だと思うんですが、一方で、従来議論されておりましたように、地域が独自の価値の高い産業、あるいは新しいまちの機能というのを拠点として、新しくそこで生み出していく。そこをコアにして、ネットワークですね。ほかの地域なり海外との交流をつなげる中でイノベーションを進めていくと、コンパクト化の根っこに、まさに地域が新しい展開をするときのよりどころになるような、コアになるような機能を生み出していくという、守りというよりは攻めの意味もより重要だと思っていて、ちょっとなかなかわかりづらい、物理的な集約化ということに比べると、非常に伝えにくい部分はあると思うんですが、もう少しそういう成熟社会に向けたイノベーションや新しい地域の姿を生み出していく。その一つの拠点というか、その中心になるものがコンパクトというものの意味だという、そのような理解を丁寧にあわせてやっていく必要があるのではないかとちょっと思っております。

【奥野部会長】 どうもありがとうございました。ほか、ご発言いかがでしょうか。

それでは、この件については、今日のご意見等々を踏まえながら資料を更に整備していただきたいと思います。特に事務局からお答えいただくということはないと思いますので、次回以降、資料が出てまいりますので、またご議論いただければと思います。ありがとうございました。

それでは、次に議題の2に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【国土管理企画室長】 それでは、資料の5-1と5-2をご覧ください。5-2のほうは「第五次国土利用計画（全国計画）素案」と書いてございます本体でございます。5-1がそのポイントになります。説明は5-1のほうで行いますけれども、5-2も適宜脇に置いていただきながらご覧いただければと存じます。

それでは、資料5-1の1ページ目をご覧ください。「国土利用計画とは」と、そもそも論を少し書いてございます。これは前回も骨子の際に少しご説明を申し上げましたけれども、今回はもう少し時間をいただきまして、形成計画との違い等につきまして少しご説明を差し上げたいと思います。

もともと、高度経済成長に伴う乱開発とか地価高騰の反省を受けまして、昭和49年に国土利用計画法が成立してございます。その理念は、国土を限られた資源と捉え、総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、その長期的な方向を定めるということで、国土利用計画ができてございます。

ですので、当初は、当時は全国総合開発計画でございましたので、そういう開発を目指

す全総計画を国土利用面から抑制するという緊張関係が求められてございました。ですので、当時、国土庁と並んで環境庁が共管となっている。これは現在でも環境省が共管でございますけれども、こういったこともそういった背景になってございます。

そこに策定年次を載せてございます。上が国土利用計画、下が全総計画等と書いてございますけれども、三全総のころに最初の第一次の利用計画ができてございますけれども、当初は、利用計画を先に定めまして、それを土地利用のフレームの中で全総計画を後からつくるという順番でございました。それが一次、二次、三次までそういう関係でございすけれども、第四次は形成計画になりまして、こちらはもう開発の時代ではない、成熟した国土を形成するということになりましたので、法文上も形成計画とこれは一体としてつくるという形になってございます。ですので、中身をよくご覧になられまして、形成計画と利用計画は似ているというご意見もございすけれども、利用計画の側から言わせていただければ、形成計画が利用計画に追いついてきたという感じを持ってございます。

ただ、一番の大きな違いでございすけれども、その下にございすように、あくまで国土利用計画というのは土地利用を決める計画でございまして、形成計画はその上でどう活動していくかと、そういう観点が一番の大きな違いでございす。ですので、例えばコンパクトシティという言葉が両方に出てまいりますけれども、コンパクトシティでどう活動するのかというのを形成計画は記述いたしまして、それによってどんな生活ができるのか、どんな経済成長ができるのかという観点から議論してまいりますけれども、国土利用計画は、そのための土地利用をどうするのか、あるいはその外側の土地利用をどうするのかといった観点から議論してまいります。

その下に、土地利用に関する計画の体系化の図がございす。大きく3点ございまして、まず真ん中の国土利用計画、今回ご議論いただきますのは一番上の国レベルの全国計画でございす。これを基本としまして、都道府県計画、市町村計画と、地域ごとの計画がございす。ただし、こちらは現在は地方分権の観点から、策定は任意となっております。

それから、左側に行きまして、土地利用基本計画。これは、国土利用計画を基本としまして、都道府県レベルで都市地域、農業地域といわゆる5地域の構想を地図に落としてつくってもらうといったものでございまして、これを基本としまして、その上になりますけれども、個別規制法、土地計画法以下、いわゆる土地関係の5法と言われておりますけれども、これが具体的な規制を行うという関係になってございます。あるいは、下のほうに行きまして、土地取引等の具体的な規制の基準になるといった関係にございす。

それから、図の右側のほうに行きまして、国土利用計画と形成計画は一体でございますけれども、形成計画も含めまして、国の各種計画は、国土の利用に関しては国土利用計画を基本とするという関係になってございます。というわけで、国土利用計画を中心としまして土地利用の体系化が図られているという関係でございます。

次に、2ページ目でございます。こちらは、国土利用計画の骨子を目次として紹介してございます。前回も少しご紹介申し上げました。大きく3点ございまして、1、国土の利用に関する基本構想。(1)としまして、国土の利用の基本方針でございまして、ここにアの「はじめに」以下、イの国土利用をめぐる基本的条件の変化、これがいわゆる課題に当たります。それからウの国土利用の基本方針、課題を受けた対応方針でございまして、それから(2)と(3)は、少し類型別の国土利用の方向性を書いてございまして、(2)が、都市や農山漁村あるいは自然維持地域と、地域類型別の国土利用の基本方向でございまして、(3)が、農地、森林、原野等、利用区分別の国土利用の基本方向でございまして、これが大きな1番でございまして、その下の2番に、利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、いわゆる面積目標が出てまいります。これは先ほどの(3)の利用区分別の国土利用、農地、森林等でございまして、この面積目標をここで数値として出すというものでございます。最後に3番ですけれども、これを達成するために必要な措置の概要ということでございます。本日ご紹介いたしますのは、この四角で囲ってあります大きな1番と3番でございまして、こちらの方向についてご議論いただきまして、大きな方向が固まった後、2番の面積目標につきまして、次回、数字をご議論いただきたいと考えてございます。

3ページ目以降が、具体的な素案の概要でございます。3ページは、国土利用をめぐる基本的条件の変化、いわゆる課題を整理してございます。大きく左側の四角囲みでございまして、こちらが現在の国土利用計画の記載内容でございます。これはこれでいずれも必要でございますけれども、右側のピンク色の四角のところ、それに加えて、少し時代の流れを捉えて、こういったことも必要ではないかということで、今回つけ加えたものでございます。大きく3点ございます。

1番が、「本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築」。いわゆる国土管理の問題でございます。人口が減少しますと、都市的土地需要だけではなくて、いわゆる農地とか森林とか、全般的な土地利用が減少するおそれがございます。具体的には、農地、森林等の管理水準が低下するおそれ、あるいは都市では非効率な土地利用が増加するおそれといったことがございます。これまで、都市的土地利用の無秩序な拡大抑制とか

計画的な土地利用転換、これはまさに国土利用計画の本筋でございますけれども、こういったことを記述してきました。これはこれで、ある程度集積がまだ見込まれる地域もございますので、必要ではございますけれども、土地需要が縮小するという時代にあっては、こういったことに加えて、国土をより適切に利用あるいは管理して行って、国土を荒廃させないような取り組みが必要ではないか。あるいは、大都市では人口減少とグローバル化というのが両方襲ってまいりますので、そういったところでは成長と競争力強化という観点から、土地の有効利用、高度利用が必要ではないかといった観点でございます。

それから2番、「持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用」と書いてございます。これは、土地利用の変化あるいは気候変動等によって自然環境が悪化しておりまして、生態系の持ついろいろな機能が減少してくる、維持できないといったおそれがあるということでございます。具体的には、右の写真にありますように、一度人の手が入った土地というのは、土地需要が縮退して人の手が入らなくなると自然に戻るかというと、必ずしもそうではないという例でございます。むしろ悪化する可能性があるということです。それから2つ目のマルですけれども、里地里山のように、むしろ人の働きかけが減少するということが自然環境が悪化する例があります。ということで、土地需要が減少すれば、自然が放っておいても豊かになるということではないということでございます。

そこで左側の四角のように、自然の保全、再生、創出と、これは引き続き必要でございます。守る自然というのはしっかり守るわけでございますけれども、右側のように、自然が持ついろいろな機能を評価して、それを社会経済的な観点からも積極的に使う、適切に使うということによって逆に自然を豊かにしていくといった発想も必要ではないかということでございます。

それから、3点目でございます。「巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換」と書いてございます。右側に少し試算してございますけれども、洪水とか土砂災害とか、そのリスクエリア、面積割合は大体国土の35%ぐらい、その居住人口割合が7割少しいということで、災害リスクの高い35%の地域に人口の7割以上が集中しているということで、我々は東日本大震災あるいは土砂災害等を経験してまいりまして、居住地等々の立地の安全面というのを非常に重視するようになってございます。そういった中で、形成計画にも書いてございますように、巨大地震等の切迫等々がございます。一方で開発圧力の低下による空間的な余裕という観点もございますので、下の四角にござ

ますように、防災・減災というのを引き続き推進しながら、一方で適切などころにつきましては、災害リスクの高い地域の利用を制限する、あるいはより安全な地域への諸機能や居住の誘導を行うということも必要ではないかということでございます。もちろん、これで守れない地域もたくさんございますので、そういったところは引き続き防災・減災をしっかりやっていくという観点でございます。

続きまして、4ページでございますが、以上の課題を踏まえまして、国土利用の基本方針を3点挙げてございます。「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・景観を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」、この3つでございます。これを基本方針としまして、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指すということでございます。以下、3点の内容を四角囲みで説明してございます。下線を引いてございますのは、主に今の国土利用計画との違いを強調した部分でございます。

まず、「適切な国土管理を実現する国土利用」でございますけれども、例えば都市的土地利用につきましては、都市のコンパクト化の観点を挙げてございます。中心部や生活拠点等へ居住都市機能を誘導していくという観点。2番目の低・未利用地や空き家の有効利用、これは今の計画にも書いてございますけれども、3点目の、では集約化する外側の土地をどうするのかと、ここを適切に管理していく必要があるといった観点を付け加えてございます。あるいは、都市の競争力強化の観点から、大都市等における土地の有効利用、高度利用の促進といった観点も付け加えてございます。それから、農林業的土地利用につきましては、2点目、3点目の農地の多面的機能を発揮させる良好な管理、あるいは国土保全等に重要な森林の整備・保全、これは引き続き記述してございますけれども、農業の担い手への農地の集積・集約といったことを付け加えてございます。それから、最後の土地利用転換でございますけれども、こちらは森林、農地、宅地等の相互転換ということで、大きくは森林、農地等から宅地に変換するわけでございますけれども、こういったことは慎重な配慮のもとに計画的に行っていくべきであろうと、これは引き続き同じ記述をしてございます。

それから真ん中の自然環境でございますけれども、1つ目のポツの生態系ネットワークの形成等々で自然環境を保全する、これは引き続き記載してございます。それから2つ目、3つ目、生物多様性の取り組みの社会への浸透、あるいは自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取り組みといったものを新たに記載してございます。グ

リーインフラにつきましては、下の写真にございますように、3面コンクリート張りの河川を自然な形の堤防にした結果、防災・減災と両立させながら自然環境を再生する、あるいは教育レクリエーションの場になるといったこととございます。

それから、右側の防災・減災関係でございますけれども、これも一番上にございますように、地域の実情等を踏まえた災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限していく、あるいは公共施設等を安全な場所に立地させること等を通じて居住を安全な地域に誘導していくといった観点が必要ではないかということとございます。以下の防災・減災関係につきましては、同様な記述をしてございます。下に若干イメージを描いてございます。これはあくまで個別の地域ではなくてイメージ図でございますけれども、津波リスクエリア、青の部分ですけれども、あるいは土砂災害リスクエリアといったところに居住している場合に、近くに適切な平地があるようであれば、居住の選定をする際に考慮してはどうかといったこととございます。利便性等々の問題も当然でございますので、あくまで地域の実情に応じて考慮に入れてほしいということとございます。

それから5ページでございますが、利用方針の続きでございますけれども、そういった取り組みを進めるに当たりまして、人口減少、高齢化、財政制約が進行いたしますので、どういった対応をしていくべきかということとございます。大きく2点でございますけれども、複合的な施策の推進と書いてございます。これは、自然環境と調和して防災・減災を進めていくと。例えば、そういった複合的な効果をもたらす取り組みも積極的に推進していく。例えばほかには、森林や水資源等の適切な管理によって、資源・エネルギーを持続可能な形で利用していくといったことも可能かと思えます。こういう国土に多面的な機能を発揮させるということで、土地の利用価値を高めて、人口減少下においても国土の適切な管理を行っていくといった取り組みも必要ではないかということとございます。右側に渡良瀬遊水地の例を載せてございますけれども、遊水地としてもともと整備されておりましたので、治水機能を確保すると同時に生態系保全にも寄与しているといった例でございます。

それから2点目としまして、国土の選択的な利用ということで、適切な管理を続けることが困難な地域もございますので、そういった地域につきましては、管理コストを低減させるという工夫が必要でございますけれども、それとあわせて、例えば森林等を新たな生産の場として活用する、あるいは過去に損なわれた自然環境を再生するということで、これは例えば湿地を再生するということで、それが防災機能を持てば、複合的な施策の話に

なるわけでございますけれども、こういった新たな用途を見出していったって、国土を荒廃させずに、むしろ空間的な余裕ができるという機会を利用して、国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択していこうということでございます。

その下側は、こういった個別具体的な土地利用をどう選択するかということでございますけれども、これは国が一律に規制するということにはあまりなじまないと考えてございまして、地域住民や市町村等、地域のさまざまな主体が自分たちの地域をどうするのかということをよく考えていただきまして、そういう地域主体の取り組みを促進する中で土地利用が決まっていくということが基本かと考えてございます。一方で人口減少で、どうしても地域の人口が減っていく、あるいは無居住化するという地域も出てまいりますので、そういった地域による取り組みを基本としつつ、国民の一人一人が国土に関心を持ち、都市住民、NPO、企業等をあわせまして、国民の参加による国土管理を進めていくということもあわせて必要であると考えてございます。

それから最後が、必要な措置の概要でございます。こういったことを実現するための措置でございますけれども、分野横断的な事項を中心にして、少し事例的に記載してございます。例えば土地利用基本計画、先ほど説明申し上げましたけれども、これをつくり出す際には、これは都道府県レベルでございますけれども、市町村の意向を十分に踏まえて、都道府県全体の土地利用の総合調整を積極的に推進するべきであるといった記載をしてございます。それから、その管理の水準が落ちるといって、その先には所有者がわからなくなってしまうという土地も出てきているという問題がございます。所有者の所在の把握が難しい土地の増加の防止あるいはその円滑な利活用に向けた現場の対応を支援するための方策の検討が必要であると記載してございます。それから、4つ目ですけれども、災害リスクの高い地域の把握・公表を積極的に行う、あるいは法に基づいた規制区域の指定を促進するといったことでございます。それから、地籍調査は今でも記載がございしますが、特にということで、これも安全の面からでございますけれども、南海トラフ地震等の想定地域や境界情報が失われつつある山村部での重点的実施をするということでございます。それから最後、各種指標等の活用でございますけれども、これも何のためにとすることは、基本的にはPDCAでございますけれども、計画推進上の課題を把握する、その上で計画が目的を達成するように効果的な策を講じるということを記載してございます。

最後、6ページでございますが、少し本文とは順番が前後いたしますけれども、こちらに地域類型別、それからその下に主な利用区分別の国土利用の基本方向をまとめてござい

ます。地域類型別としましては、大きく都市と農山漁村と自然維持地域と、この3つがございませう。

大体今まで申し上げましたことの繰り返しになりますけれども、都市につきましては、地方都市や大都市の郊外部等につきましては、居住や都市機能等の集約化、あるいは連携・分担による効率的な土地利用等を推進する。大都市等につきましては、土地利用の高度化を図る等々でございます。都市防災につきましては、諸機能の分散配置やバックアップ等を推進する。都市環境につきましては、エネルギー利用の効率化等と、環境負荷の小さい都市を形成する。そのほか景観等についても記載してございます。

農山漁村につきましては、小さな拠点の形成、あるいは農業の担い手への農地利用の集積・集約、農地の良好な管理等々でございます。それから、地域資源等の持続的な利活用、あるいは農地と宅地が混在する地域の良好な生活環境の形成の推進等々についても記載してございます。また、大規模太陽光発電設備、いわゆるメガソーラーが最近問題になっておりますので、こういった施設の立地に際しては、自然環境、防災等に配慮し適切に土地利用を推進すべきであるという記載もしてございます。

右側、自然維持地域でございますけれども、気候変動に順応性の高い生態系の確保、あるいは3つ目のポツですけれども、劣化した自然環境の再生、外来生物の侵入や鳥獣被害等の防止等々について記載してございます。それから、生物多様性の取り組みの社会への浸透ということで、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村等の適切な関係の構築を通じた生物多様性の取り組みの社会への浸透について記載してございます。

それから最後、下のほうに利用区分別ということで、農地、森林、住宅地、工業用地と4つ挙げてございます。これは、2ページ目の骨子のところで、ほかにも原野とか、水面・河川、道路等々ございますけれども、主な土地利用ということで、この4つを例として挙げてございます。次回の部会では、この利用区分ごとに面積の推計をするということでございます。

まず農地につきましては、優良農地の確保、多面的機能を発揮する農地管理、環境負荷の低減、あるいは条件不利地域では、「通り耕作」や土地農村交流等を推進する、市街化区域内、いわゆる都市農地の保全・利用といったことを記載してございます。

森林につきましては、国土保全あるいは水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全、国産材の利用拡大を通じた森林資源の循環利用等の推進ということで、森林資源を

適切に保全していくということでございます。

それから、住宅地につきましては、2つ目のポツでございますけれども、人口は減っておりますけれども、世帯数はまだ実は増加してございまして、推計でいきますと、これは計画期間のほぼ中間点で最大値に達するということでございます。その後減少に転じるわけでございますけれども、既存住宅ストックの有効利用を優先して、まだしばらく世帯数は増加しますけれども、自然的土地利用からの転換は抑制するという方向性を書いてございます。

それから、工業用地につきましては、グローバル化等に伴う工場の立地動向あるいはインフラの整備状況等々を踏まえまして、必要な用地を確保していく、それから工場跡地につきましては有効利用するといった観点を書いてございます。

説明は以上でございます。

【奥野部会長】 ありがとうございます。それでは、これにつきまして、あと主に残った時間を意見交換に使いたいと思います。どうぞ、どこからでも結構でございますが、ご発言をお願いいたします。大西委員、お願いします。

【大西委員】 ありがとうございます。国土利用計画についても、私は、なぜまだ残っているのかという率直な感じを持っているんですが、あまりどう役に立つのか、立ってきたのかわからないという面があるんだろうと思うんです。ただ、これからの時代を考えると、今のままの内容ではいけないけれども、国土利用計画という名前なり、一定の法の枠組みを使って、何か発展させるべき可能性というか必要性というのはあるのかなと思っていまして、そういう意味では、今のままではなくて、こういう課題があるので、国土利用計画を武器に何かできないかという発想に立つ必要があるのではないかと思います。

今日の今のご説明の中にも幾つか出てきまして、3つだけ申し上げたいと思うんです。1つは、所有は誰か、それぞれの土地は誰かが所有しているんでしょうけれども、管理・利用がされていないと、空き家対策という法もできましたけれども、空き地というのか、要するに適切な管理・利用がされていない土地が広がって行って、なかなか、所有者を見つけても、その人はもうやる気がないし、相続はしていても迷惑がっているといったケースもあるんだろうと思うんです。そこで、おそらく所有と管理・利用を分離して、一定の手続を経て、所有者の意向にもかかわらず管理・利用権というのを誰かに移せると。これを全部公共が引き受けたら大変ですから、第一義的にはそれを積極的に利用する人に管理もしてもらおうということか適切だろうと思うので、土地を少し集約すれば、このように使

えるという人が、そういった事業を展開できるような道というのを開いていくということは必要なかなと思います。そのようにして、これからだんだん管理・利用をする気のない所有者が増えている土地について、どうやって第三者、別な人が管理・利用することを促していくのかと。そのときにこの土地利用という観点から国土利用計画的な枠組みがきっかけにならないかと。

それから、もちろんそれと関連して、例えばコンパクトシティも土地利用の転換なので、さっき言ったように、ある地域はサービスがあまり受けられない、頻度が低い地域なんですといったゾーニングをするということも考えられる。それに応じて、そういうところに住んでいる人は、同じ税金を払っていても、3日に1回しか行政サービスが来ないとかということも覚悟するんだと。今のは一例ですけれども、そういうゾーニングをして、大きくはそれなりの効率性のある地域社会をつくっていくという方向に土地利用の面からもバックアップしていくということがあり得るのではないかと。

3つ目は災害です。災害は、制度はあると思うんですけれども、今の制度だと、非常に危ないところには住宅はつくらせないと制度になっているかと思うんですけれども、段階があると思うんです。ここは業務用なら使ってもいいけれども、夜は何があるかわからないから寝るなど、あるいは身動きがとりにくい人は住んではいけないとか、そこはなかなか難しいけれども、住宅用にはしてはいけないとか、あるいは何階以上でないとか住宅はいけないとか、少しきめの細かいゾーニングをしていく、あるいは建て方に規制をかけるとかということ、もう少し日常的な空間の中に災害危険地域なりの概念を取り入れていく必要があるのではないかと。そのことによって、より安全な場所はどこかというのが明示される。ゼロか1だと、ゼロになった人は、自分の土地が無価値になってしまうということで、ものすごく嫌うわけです。だから、等級的にはゼロから10まであって、10が一番安全だとすれば、3とか4の場合はこういう住み方をしてくれとかとなっていると、一つの道しるべになるのではないかと。もちろん、ゼロというのはだめだという、非常に危ないというところはゼロだというのはあるのかもしれないと思うんですが、そういうきめの細かな防災上のゾーニングのようなものを、これはある意味ではどういう土地についても言えるので、国土利用計画というものの出番になるのかなという気もしますので、何か国土利用計画については、今のままでいいとは決して思わずに、役に立たない法体系をどうやって役に立たせるかという発想を持つ必要があるのではないかと思います。

【奥野部会長】 ありがとうございます。

【望月委員】 ちょっとそれに……。

【奥野部会長】 はい。望月委員、お願いします。

【望月委員】 大西先生のほうからお話が出て、なるほどなと今思ったんですけども、実は私は質問というか、お聞きしたかったのは、この国土形成計画と国土利用計画が一体として作成されたといったときに、それぞれの役割とかその関係というのはどのように整理されるのかなというのがまずお聞きしたかったんですね。それで、非常に漠然としていて申しわけないんですが、つまり、双方に関係し合っただけで初めて一体として作成される意味があるということで、これをつくられているのだらうと思うんです。ではそのどこにどういう意味があるのかというのをちょっとお聞きしたかった。

何でそれをしつこく言うかというのと、この素案の中に「国土形成計画との連携」という文章がありまして、その中でおもしろいなと思ったのは、そんなことを言っただけですけども、そのずっと下のほうに、要するに国土形成計画と、つまりこの国土利用計画と「相まってその効果を十分に発揮する」と書いてあって、その「相まって」というのはどうやって待つのかなというのが、全く私などはほんとうに素人なので、もう少し具体的に、お互いに相まって効果を発揮するというのは、この両者の関係でどんな点が一番、特に今回のポイントになるのかなというのをちょっとお聞きしたかったんです。

【奥野部会長】 ありがとうございます。全体的なことについての事務局からのリプライは最後にまとめてお願いしたいと思いますが、個別の問題について、ここで答えていただいたほうがいいと思うことについては、その都度またお聞きしますので、お願いします。今、望月委員からご質問がございました。非常に答えにくいかと思いますが、形成計画はやっと利用計画に追いついてきつつあるんだという話がちょっとございましたけれども、その辺の今お答えできる役割と関係の整理、これはかなり難しい問題かもしれませんが、今お話しできる範囲でお話しただけかもしれませんでしょうか。

【国土管理企画室長】 大変難しい、核心を突いたご質問かと思います。

国土形成計画との連携ということで、これは本文のほうになりますけれども、資料5-2の7ページの真ん中あたりに「エ」として書いてございます。その最後の行ですけども、「安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用」と相まってその効果を十分発揮する」という表現でございます。この「相まって」という表現は、実は法律からとってきてございまして、国土形成計画法と国土利用計画法とそれぞれ平成26年に改正あるいは定められてございますけれども、そのそれぞれの第1条のところに、例えば国土

利用計画法でございますと、「国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする」。国土形成計画法のほうは、利用計画法とは逆に、相まってそれぞれの目的を達成すると、法文上はそういうことでございます。具体的な「相まって」の今回の中身でございますけれども、やはり時代時代によってその「相まって」の中身は変わってくるのかと思います。

ここから先は、すみません、私の個人的な担当者としての感想になります。申しわけございません。大きくは、形成計画は土地の上での活動に重点を置きまして、国土利用計画は土地利用そのものでございますので、形成計画はどちらかといいますと、今回ですと地方創生でございますとか、あるいは経済成長でございますとか、ある意味、日の当たるところといいますか、これから日本がどう発展していこうかというところはどうしても記述の中心がいくのかなと思ってございます。例えば、コンパクトシティーでありますと、コンパクトシティーの中心部分、内側の部分の活動についてどうしても記述が厚くなりますけれども、国土利用計画は土地利用全般でございますので、その中心部分の例えば低・未利用地の利用ということもございますけれども、外側をどうするのか、あるいは成長にあまり貢献しないかもしれないけれども、国土の管理上重要な中山間地域等々の土地利用はどうするのかということで、国土利用全般について、それぞれの問題点というのを語っていくと。今回の2つの計画につきましては、ある種そういう役割分担になっているのかなと担当としては思いながら、記載したところでございます。これはちょっとまたいろいろとご意見があろうと思いますので。

【奥野部会長】 ありがとうございます。今日はまだ先ほどの2ページ目の利用目的に応じた面積目標等々が入っていないということでございますけれども、この辺のところも一つの大きな利用計画の役割ですね。

【国土管理企画室長】 はい。

【奥野部会長】 ありがとうございます。ほかに。高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】 私の専門の分野で言うと、人口動態で、一つは大都市問題が自分の専門分野なんですけれども、人口推計と医療とか介護の提供量を考えると、東京の介護が必要な方をどこで見てどのように対処するかというのは、今とても大きな問題になってきています。今、大ざっぱに言うと、東京の23区というのはとても介護力が低くて、周辺の神奈川と多摩と埼玉県が今まだ余裕がありまして、その3つの地域が東京の介護能力を補っている。かなりの人がそちらに移っているという状況があるんですけども、今、埼玉、

多摩、それから神奈川というのは、10年間ぐらいで後期高齢者が倍増して、その地域すら介護の人を受け入れる能力が足りなくなると、東京から流れることができなくて、東京が大変なことになるだろうという予測がもう立っております。

そのときに、人の問題は別として、どれぐらい要るかということ、例えば世田谷で申し上げますと、これから10年間で3,800人分ぐらいの要介護の人の施設というか、つくらないといけないという私なりの試算をしているんですけども、今、世田谷に3万軒の空き家があるんですね。これをうまく活用できれば何とかなるかもしれないなと思って少し調べてみると、あまりにも規制が高くて、全くどうにもならないということが、今の法律のもとで転換しようとする、廊下幅がどれだけで、スプリンクラーをつけてという話になると、もう価格がとても話にならないような形になっている。だから、大都市の有効利用というときに、こういう各論的というか、空き家をほんとうに利用するためにはどのような法的な変換が必要かとか、その辺までの話。これは利用計画でもまず活用の話になってくるかもしれないんですけども、そのような視点で、今の大都市のほう、特に東京圏というのはそういう視点の提言がぜひ入ってほしいなというのが私の希望であります。

それから2点目としまして、これも、現在まだ東京の周辺部というのは何とか地価が保たれていて、家を壊して更地にしても多少のお金が残って、移れる可能性があるんですけども、今、人口減少からあらゆる地域の地価の動向の予測等がされていて、10年すると、かなり周辺部の地域においては家を壊すと借金になってしまうという形になって、今がまさに高齢者を動かすとてもいい時期なんです。その高齢者が東京から外に動く移住というのが今とてもいい時期でありまして、できるラストチャンスという感じもありますので、そういう高齢者がいろいろ動くといった視点もこの土地利用というところにぜひ入らないと、東京圏というのは高齢者が増えた場合に対処不能ということになりかねないので、これはもうほんとうに最優先の課題ではないかなということで、具体的なソリューションといったものを掲げ、そのために大きな法改正のようなものも要ると思いますけれども、その点も含めていただきたいと。

それから最後に、ちょっと言い忘れたので一つつけ加えますけれども、高齢者が亡くなって持ち主がいなくなると、家は国庫に入ってしまうんですね。要は何が言いたいかというと、市町村は全く関係なしで、空き家問題が国の問題になってしまう。だから、その段階で何らか市町村がかかわれるような、これも財務省とかもかかわるとも大きな問題だと思うんですけども、空き家が出たときに市町村が全くかかわらないという状況を大

きく転換しないと、おそらくこの問題は解けないのではないかなと思います。

【奥野部会長】 ありがとうございます。今、具体的なソリューションという言葉が出てきましたけれども、これを読んでいて一番感じるのは、どこまで具体的なソリューションをここに書き込むのかというのは、これまた別の問題なんだろうと思いますけれども、ただ書いてあることについては、ある程度何か見当がつくようなことも要るのかなというのを正直感じまして、例えば地籍調査と書いてあって、境界が曖昧になっているものがあるから、地籍調査をすべきだと。

これは大都市圏では問題ないんですけれども、地方の山間地、中山間地、山になると、ほんとうに個人的な話で申しわけないんですが、登記簿を見たって境などはわかるものではないですね。登記簿に大体のことはあるのだけれども、私の子供のころは随分いつも日曜日になると山に連れていかれて、勉強させられていたんですが、この大きい石の真ん中から向こうの山の上の大きい石の真ん中までとか、そのような覚え方をしているんです。ところが、私も、何年前でしたか、地籍調査をやるから、おまえは山のほうを大分持っているから、全部そこのササを刈っておいてくれという連絡がいきなり来まして、そんな方法でできるはずがないですよ。大体境界もわからないし、ササを刈りに帰る時間もないし、誰か刈ってくれという相手もないし、ですからその辺のこともどのようにやっていくのか。

それから、共助による管理。これは、さっきの議題で鷺谷先生からちょっとご指摘がございましたけれども、いろいろな取り組みが出てきているんだけれども、これは田畑の管理にしたって、川の維持管理にしても、量的にはそんなにたくさんはカバーできるわけではない。随分進んできているんですよ。分野も多様になってきていますし、方法も多様になってきていて、市民の皆さんの取り組みは非常に活発になってきていて、国は支援すべきだと思いますが、量的にどれだけのものが、例えば山の維持管理をできるか、あるいは川の維持管理をできるのか、その辺のところはどうするのかというのは、正直、私はまだわからないですね。

ただ、方向が見えるなというのは、例えば工業用地について必要な用地を確保していくという表現が書いてあります。これだと、農地の転用の問題だとか、そういったいろいろな問題があると思いますが、そのためにも規制緩和を考えていくのかなというのはわかるんですけれども、そのように、どのようなソリューションがあり得るのだろうかというところが、最初に申し上げたように、どこまでここに書き込むのかということはもちろんあ

るんでありますけれども、何らかの手がかりがつかめるような書き方がしてあると親切なのかと思いました。

長くなりました。申しわけございません。

森委員、お願いします。

【森委員】 前日も大分議論が出たようですけれども、対流という考え方は私は大変いいことだと思いますが、ここに書かれているとおりで、ヒト・モノ・カネ・情報等の双方向の活発な動きと、それ自体が地域に活力をもたらすとともに、イノベーションの創出というところは、非常にいいと思います。

例えば長岡市は、11市町村で合併しましたが、長岡市を中心に10の市町村があつて、交通体系も情報も中心都市の長岡からそれぞれの市町村に放射状に出ているわけです。その放射状に情報も流れるから、長岡の中心都市以外の10の市町村でほとんど相互交流がないということが、合併してわかったわけです。全くと言っていいほどないわけです。つまり、隣町に行ったことがない。それが、合併によって隣町との交流が出てきて、それが非常に文化的な刺激になって、いろいろおもしろいことが起きているんだけど、そのように考えたときに、国土全体で考えたら、それは同じことが言えるわけで、東京を中心に情報とか全部交通体系ができていますから、意外と各地方の個性というのをお互いに知らないんですよ。だから、知るということ、知ることが単に観光に結びつくとか、何かお金が落ちるなどという話ではなくて、文化交流で質の高い交流ができるということに私は非常に着目しておりますので、イノベーションの創出のところを逆にちゃんと書かないと。ぜひ書いてもらいたいですよね。ヒトとかモノとかお金だけではなくて、もっと価値の高い交流があるはずなんです。ほんとうにイノベーションだと思うんですけども、そのことをきちんとここへ実例で書き込んでもらいたいなと思いますが、でもこれは書いてありますから、ちょっと期待感がありますね。それが一つです。

それから、いろいろありますけれども、共助のところは、これは要するに、非常に社会に役に立ちたいと思っっているいろいろなことをやる人がいっぱい増えていて、いろいろな組織ができてきているのは確かなんだけど、行政が共助といった途端に非常に嫌らしくなるんですよ。何か下請に使うイメージが出てきてしまうんですよ。それは多分、地域を管理したり何かやっている人というのは自分の楽しみでやっているんで、うまく協調できるようにならなければいけないんで、その辺のニュアンスを書くのは難しいなと思いつつながら考えていますけれども、ほんとうに行政側が共助ということを強調すると、もう完全に

下請に使うというイメージが出てきてしまうから、そこは気をつけてぜひ書いてもらいたいというのがありますね。

そんなところにしておきますか。でも、基本的に共助だの対流だのがいっぱい書いてありますから、随分国土交通省も変わったなという意識がありまして、基本的にはいい計画になっていると申し上げておきたいと思います。

【奥野部会長】 ありがとうございます。共助については、市長さんがおっしゃるように、NPOなどは、勝手な楽器を持ってきて勝手に吹き鳴らしているのが命なんですよね。自治体などが束ねて安く使おうと思うと、それはそこで死んでしまうようなことはおっしゃるようでありまして……。

【森委員】 このところの書き方を、自主性を尊重しながら、お互いにウイン・ウインの関係になるように気をつけるといったことが書いてあるといいですね。

【奥野部会長】 ありがとうございます。橋本委員。

【橋本委員】 先ほどご指摘があった国土利用計画のソリューションに係る、少し実現する新しい政策手法の方向性のようなことに関して、少しミクロ的なところで恐縮ですが、若干お話しさせていただきたいと思います。

特に低・未利用地や空き家の有効活用という観点なんですけれども、ご案内のとおり、人口減少のこともあり、私のような者のところにまで、遊休資産の有効活用についてのニーズの非常に高まりというか、いろいろなご相談が寄せられています。公有地もあれば、工場跡地、学校跡地、古民家ですね。古民家については、最近ちょっと我々も市場調査をやらせていただいて、レポート等でも出していたところなんですけれども、今後そういう地域の資産を再評価して、民間のノウハウや新しいアイデアも生かして有効利用して、地域創生にもつなげていくという視点というのは、非常に重要なのではないかと、思っております。ただ、そのためには、今までにない新しい仕組みを工夫する必要もいろいろあると思っているところです。いろいろな切り口はあると思うんですが、一つは情報です。工場用地などについても、一元的なデータベース的なものをもう少し整備できないかといった声が結構ございます。今は個別の自治体の対応に任されているわけですが、情報全体が見える化をして、少しワンストップで情報利用したり、有効需要の事例とかアドバイスなどを提供できるようなプラットフォームのようなものがもう少し整備できないかと、これは産業界などにもそういう声の一部あります。

あと、民間のビジネスとしてマッチングサービスのようなものをもう少し育てられない

かという点です。遊休スペースの仲介サイトのようなものは、今いろいろな動きが結構出てきているわけですが、例えば空き家にしろ、オフィス、空き店舗なども、町屋などもそうかもしれませんが、一括して賃借してリノベーションしてうまく有効利用するような民間サイドのビジネスなども少し動きが出てきていると思います。工場についても、民間が民間に遊休分を貸し出して再利用するといった動きなどもいろいろ出てきているわけです。そういう新しいタイプのビジネスアイデアを生かせないかということが、もう一つあると思います。

あと、公有地については、これは言うまでもないんですが、公民連携型のプロジェクトで活用していくということが一つあると思います。いずれにしろ、公有資産は建てかえの機会などに集約化したり複合化するというニーズがありますので、それを契機にして、それと民間の新しいサービス施設と複合化して、まちと産業を一体的に整備する。PPP型のアプローチで最有効活用していくといったことだと思います。いろいろな遊休資産のタイプによって、少し新しい仕組みなりアプローチを整えていくということを少し深めていく必要があるような気がしております。

実はファイナンス側もいろいろ工夫はしてまして、古民家の観光利用などについては、いろいろファンドが資金をつけたり、クラウドファンディングの利用などが進みつつあるといった動きが出てきて、我々もちょっとそういうお手伝いもしているんですが、一方で、今申しました、少し民間ベースの活用ということになると、いろいろなリスクに対する低減策という議論も出てくると思います。産業廃棄物については、従来から土壤汚染の問題というのがありますし、建家が撤去できなくて結局うまく使えないといった議論が出ている面もありますし、あと空き家については、どうしても中古的な資産になりますと、性能保証的なリスクをどう見ていくかというのは、当然そういう議論もある等々、固有のリスクを全体として少しシェアできるような仕掛けがないかといった切り口もあると思います。ちょっと例示的に若干ミクロ的な話で申し上げて恐縮ですが、いろいろなソリューションとか、施策の方向性もあわせて、今後少し具体的に議論していく意味もあるのではないかと感じしております。

【奥野部会長】 ありがとうございます。それでは、佐々木委員、小田切委員の順でお願いいたします。

【佐々木委員】 ありがとうございます。国土利用計画に関しましては、産業基盤としての国土という観点から、これをいかに高度利用できるようにするかということを考え

てみました。3つほどお願いといいますか、ポイントをお話ししたいと思います。

1つは、産業構造がこれからどんどん変わっていく、変わらざるを得ないという考えがあります。重工業的なものからもう少し高度な産業構造に変わっていくときに、現状の工場をそのまま次の産業に引き継げるかという、なかなか難しい状況にあると思います。工場跡地になったところをどう使うかといったマネジメントもきちんと考えていただいた上で、産業構造変化をスムーズにサポートするというのも、国土形成計画の一つの役目ではないかと考えました。

それからもう一つは、実は既に開発済みの工業団地で、まだ有効に活用しきれていないところがたくさんあるということです。例えば、各自治体からのご意見の中に、北海道にある苫小牧東部の苫東工業団地に関するお話がございました。こちらは、私どものトヨタ自動車北海道という会社が出ておりまして、広大なすばらしい場所なんですけど、私どもが出た以降、他の企業があまり進出せず、いまだにかなり広大な土地が余っている状態です。非常にもったいないという感じがします。ただ、北海道という土地自体が中央から遠いということもあり、少し不便を感じるのかもしれませんが。これに対しては、いわゆるインターネットとモノをつなぐ、ドイツが進めておりますインダストリー4.0のような、日本版インダストリー4.0のようなものと併せてITを有効活用し、「距離をなくす」ことで、活性化を図っていただきたいと思います。

3つ目は、他のものとは少し違う視点になりますが、観光産業の資源としての国土ということ。実は地方はそれぞれ一生懸命施策を考え、頑張っています。私が所属しております中部経済連合会でも、三重・岐阜・愛知・静岡・長野・石川・富山の各県で、観光の昇龍道プロジェクトという企画を進めています。三重県から能登半島まで続く観光スポットを繋ぐと、龍が昇っていく姿に似た形になるのでそう呼ぶのですが、このプロジェクトがかなり進んできたところで、北陸新幹線が開通し、動線が大きく変わってしまいました。これによって富山・石川の人は良かったのですが、皆東京から直接、富山・石川へ行ってしまい、長野が置き去りになってしまいました。それから、もう一つ苦しいのが、北陸本線の特急の金沢－富山間がなくなってしまったことです。要するに、京都方面から富山まで直通で行けた人が、金沢で乗り換えなければいけなくなる。しかも特急がなくなってしまうという事態が起きています。そのように、地方で頑張っている、国レベルの道路や鉄道の政策によって、なかなか思うようにいかないというケースもあります。ぜひそういうことも考えつつ、国土を観光資源として上手に使うためにはどうあるべきかという

ことを考慮していただきながら、計画を立てていただけると大変ありがたいという3点、
お願いです。

【奥野部会長】 ありがとうございます。それでは、小田切委員、お願いいたします。

【小田切委員】 私も、ほかの委員がおっしゃったことに共感するところがありますので、重ならない範囲で3つほど申し上げたいと思います。

1つは、国土利用計画のレゾンデートルということなんですが、室長からご説明がありましたように、全総計画は開発色が強くて、いわばそれに対する抑制的な要素となっていました。一方で、国土形成計画にかかわると、開発的要素が弱くなっていく。そのために、いわば追いついたといったご説明がありました。むしろ私は、今回の国土形成計画では、この抑制的要素がかなり効く面が出てくるのではないかと考えています。と申しますのは、スーパー・メガリージョンの扱いです。スーパー・メガリージョンは明らかに大きな開発を意識したものですので、このスーパー・メガリージョン地域における国土利用といたしましうか、そのことは当然国土利用計画の中で、ある一つの項目といたしましうか、少なくとも塊になって当然だと思っています。ただ、そう考えると、そもそも国土利用計画の2025年目標ということが、場合によってはこれとバッティングする可能性があって、これは法制的な要素がなければ、少し幅広く捉えて、というのは国土形成計画のように、場合によっては2050年を意識しながら、向こう10年といった方向性で少し考えてみる必要性もあるのではないかと考えています。

それから2点目は、ソリューションにかかわるのですが、国民の参画による国土管理、これが一つのソリューションの方向性だろうと思っています。国土形成計画の中でも使われている文言ですが、「国民一人ひとりが国土に関心を持ち、その管理の一端を担う」という、これが国民の参加による国土管理であります。その際疑問になるのは、国民一人一人が関心を持つ、一体それは何が契機なのかということです。そこの部分が大変重要なんだろうと思います。少なくとも国土形成計画のほうにそのことは意識されていないとすると、場合によっては国土利用計画のほうでそこに踏み込む必要があるのではないかと考えています。地籍調査というのは、場合によってはその一つの手法かもしれません。単に所有権を確定するというだけでなく、国民一人一人が改めて身の回りあるいは遠い国土を考える、そんなきっかけになるのかもしれない。そういう意味で、この一人一人が関心を持つということについての何がしかの橋渡しがどこかに書かれていけばいいのではないかと考えています。

それから3点目は、先ほどの発言と重複しますが、「美しい国土」という、この「美しい」という形容詞が非常に少ないことが気になります。国土利用の基本方針の3つの基本方針の中に、少なくともこの大項目の中に「美しい」という形容詞がありません。「景観」という言葉の中に「美しい」というものが潜り込んでいる可能性もありますが、あるいは小項目で入っているのは確認させていただいておりますが、少なくとも大項目の中で「美しい」というものがあるべきだろうと思っております。これはもちろん美しい国土をつくるという方向性、つまり生活面からという方向性と同時に、当然産業面から今後、観光、とりわけインバウンドを考えると、その地域が美しいかどうかというのはかなり決定的だろうと思えます。その意味で「美しい」という形容詞を少しより情報のほうにシフトして書き込んでいただくような、これは先ほどと同じ問題意識で同じ発言なんです、国土利用計画においても考えていただきたいと思えます。

以上です。

【奥野部会長】 ありがとうございます。鷺谷先生、お願いします。

【鷺谷委員】 新たな考え方が幾つか織り込まれていること、特に自然環境を活用するグリーンインフラや自然再生について取り上げてくださっていることを歓迎いたします。

今の日本が抱えている人口関連の問題、近未来には一層深刻化することが予測されていますが、そういう問題に目を向けると、コストの点からも、ベネフィットの点からも、自然環境を保全・再生して活用するということは、すぐれた戦略なのではないかと思えます。整備や維持にコストがあまりかからない自然環境は、どちらかと言えばメンテナンスフリーですので、特に維持にコストがかからないことと、多様な機能によって生み出される人間にとっての利益は、生態系サービスという言葉で表現されますが、そのときどきに地域あるいは国全体として何が必要かに応じてフレキシブルにそこから引き出す、利用する内容を変えていくこともできることも、単一の機能のインフラにはない、すぐれた点ではないかと思えます。

それぞれの生態系がそのときどきの状況において提供し得る生態系サービスを正しく認識して、利用していくに当たって、あるいは複合性とか広域性にまで認識を広げていくには、一つは生物多様性も含めて深く広く自然環境を理解することも必要ですけれども、より直感的には、伝統的な知恵を見直すこともアプローチになるのではないかと思えます。かつては、自然をよく読んで、適切に生かす地域の知恵というのがどこにでも普遍的に存在していたと思われれます。渡良瀬遊水地の例が紹介されていましたが、これを面積に整備

できたのは、現在の国際的な潮流から言えば先見の明と国際的には評価されるかもしれませんが、当時はこのような土地利用によって問題を解決するというのが普通のことであったがためにそういうことができたのではないかとも思われます。なので、「革新」とか、そういう言葉も重要ですが、「温故知新」、古きを知って今に生かしていくということもキーワードの一つになるのではないかと思います。

以上です。

【奥野部会長】 ありがとうございます。追加してご発言がございましたら、どうぞ。まだ幾分時間があるようでございます。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 計画の見せ方というか、つくり方の話になるのですが、個人の生活がどう変わるかというのはなかなか見えにくいので、何かそういう視点から書いていただくようなことがあると、とても身近になるかなという感じがします。

具体的に申し上げますと、私は一軒家に住んでいるのですが、我が家の今の最大の関心事は、いつのタイミングでその家を売ってマンションに移るか。もう一つ後に、おそらく仕事が一段落したら、いつのタイミングから東京に逃げ出すかというのが、個人的なというか、我が家の関心事になっておりまして、私は、石川県金沢の郊外で結構大きな家で、親父が亡くなってひとりになって、そろそろ大変になってきたから、そこを売り払って町なかのもう少し便利な小さなところに移ろうかといったことを考えている。こういう個人の生活のライフスタイルは、日本の場合は移るという考え方はあまりないんですけども、これからこれも非常に重要になってきて、そのような移住、移るとどのように生活が改善されるか、よりよくなるかといった具体的な絵が見えて、それにあわせて、それがやりやすくなるために土地利用がどういう形になるのかといった、何かそういうロジックが欲しいなという感じがいたします。

東京の問題をいかに解決するかと考えていった場合に、個人の所有に対して国家が介入するということに対してはとてもこわごわしているんですけども、それで空き家が非常に広がってきているので、特定の地域に関しては、空き家が発生して見つからない場合は、期限を区切って、ずっと放置しておくのではなくて、もっとその土地利用というのが法的にできるとか、何かそのような対策をやらなともう絶対に解けないところまで来ているなという感じがして、それができると、その土地がどう変わって、そこでどれだけの人が行って、生活がどのように変わるかという絵が非常によく見えてくるということがありますので、個人レベルの生活がどう変わっていったら、それに応じて土地利用が何が必要

か、あるいはどうしたらいいかといった視点をぜひ入れていただけたら、もっと身近な提言として読むことができるような気がします。

【奥野部会長】 ありがとうございます。では、森委員、お願いいたします。

【森委員】 今、個人の視点というお話があったので、私もちょっとそれで前から考えていることがあるんですが、例えば、コンパクトシティといったときに、行政はコンパクトシティがなぜ必要かとかということはわかるんですけども、一般市民は「何だ、それは」というのが多分本音なんです。それで、例えばコンパクトシティがなぜいいかというのは、個人の生活レベルにそれを落としたときに、例えば職住近接という言葉があって、住宅と職場と保育所が歩けるところにある便利さというのはすごいことなんです。そういう視点で書くのも難しいだろうなとは思っただけでも、ほんとうにそういうことがところどころに出てくるといいなという、私は市長ですから、それぞれ生活者が何を望むのか、生活者の視点でコンパクトシティを考えたときにどういう意味があるのかとかというのもあったほうがいいような気がします。

それと対流も、さっきちょっと言い忘れましたけれども、ネット社会が影響しているのだと思うんです。網の目のように情報がとれるようになってきているので、行ってみたいとか、前は要するにテレビとか、そういったマスメディアの情報しか入りませんから、意外と隣のことが伝わってこなかった。それが今、ネット社会になっているから、いろいろな情報が網の目のように伝わっているから、人の動きも対流になるんです。確実に対流というのは生まれていると私は思います。例えば、長岡のお年寄りが車で1時間半もかかる飯山市のうなぎ屋に行くわけです。これはすごいことだと僕は思うんです。飯山市のうなぎ屋がおいしいというのは、ネットでわかるわけです。だから、行く気になるわけです。以前はそんな情報は入ってこなかったんです。

それから、もうちょっと、これは言わないでおこうかと思ったんですけども、ネット社会で大きく変わっているというのがあまり書いていないものだから、どこかで触れたほうがいいのではないかなという。今から大変ですかね。私は、今みたいことを対流のところにそういうのが書けると、すごく深くなるような気がします。ですから、そういうことですね。隣町に行って何かお祭りを見るとか、おいしいものを食べに行くとかということに今ものすごい価値があって、だから道路整備をやるとか、そういう話になると、僕はいいと思うんです。ただ観光とか、そういう物とかお金が動くということではなくて、文化が向上するみたいなところがどこかに出てくるといいなと。だから、さっき、イノベーション

ンというのはそういう意味ですごくいいなと思いました。情報が今一番大事だということだけちょっと申し上げたいと思います。

【奥野部会長】 どうもありがとうございました。小田切委員、どうぞ。

【小田切委員】 高橋先生と森市長のご発言に触発されて、ごく短い発言なんです、移る、あるいは移動する、あるいは個人の生活ということを考えると、国土形成計画でお書きいただいた田園回帰のことが、残念ながらこの土地利用計画の中には深く位置づいていないんだろうと思います。田園回帰を受け入れるような土地利用、そういう視点から、当然国土形成計画と相まってというのがあれば、そういったことがあっていいんだろうと思います。これは言わないでおこうかなと思ったんですが、お二人にそのように言っていたので、ぜひご検討していただければと思います。

【奥野部会長】 ありがとうございます。先ほど市長のご発言がございました情報のネットワークの問題は、本部会でも、今日はご欠席でありますけれども、東大の坂村委員がいらっしゃって、この件については毎回大変ご熱心に発言いただいております、きちんと位置づけられるものと思っております。ありがとうございました。

ほか……。

それでは、だんだん時間も迫ってまいりました。室長のほうで、全体についての包括的なリプライで結構でございますので、お願いいたします。

【国土管理企画室長】 国土利用計画は、ふだんはなかなかご議論いただく機会もございませんので、今日は非常にありがたいご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

大きく申し上げまして、まず存在意義というお話があったかと思えます。冒頭、大西委員より、国土利用計画はもう要らないのではなくて、要ると思われるようにきちんと中身を詰めなさいという激励をいただいたと思ってございます。それから、望月先生から、あるいは小田切先生からも、レゾンデートル等々のお話がありました。中身をしっかり詰めて、また次回、面積目標が主でございますけれども、素案をもう一度お諮りしたいと思っております。

それから、ソリューション。基本的方向はともかくとして、具体的な措置について少し書き込みなさいということで、これは部会長あるいは高橋先生、橋本先生からもお話がございまして、空き家、地籍調査等々、橋本先生からは空き家のデータベース等の具体的なお話もございましたので、できるだけ3番の措置のところに書き込んでまいりたいと思

てございます。

それから、高橋先生、森先生から、個人の視点ということで、少し身近に感じられるように、コンパクトシティということで森先生からも非常にいいお話をいただきましたので、どこまで書けるかわかりませんが、なるべく個人の視点で、こういう国土利用をすればメリットがあるということを書き込んでまいりたいと思います。

それから、大西先生の最初のご発言は、どれも非常に大きな話でございまして、冒頭、所有から管理、利用ということが大事ではないかということがございました。これはなかなか書き切れてございませぬけれども、素案の18ページ、まさに措置の概要の冒頭でございますけれども、ちょっと細かくなつてすみません。ここの3行目に「このため」以下の文章がございます。18ページの冒頭、3行目でございませぬけれども、「土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努める」ということで、土地管理や土地利用の責任とは言いませんけれども、ちゃんと管理してくださいということを書いてございます。これをきっかけにして、そうであれば、少し所有から利用に道を開いていこうと、こういうところを少し導いていければなと思つてございます。

所有者不明の土地につきましても、土地が負債ではなくて、負債であるということでも所有者不明になっているという面がございますので、その利活用について検討するというもう一方で、そもそも土地を負債にさせないということで、人口減少下で新たな国土利用を考えていくというのがこの国土利用計画の役割かと思つてございます。

大略は以上でございます。そのほかのご発言につきましてもなるべく入れ込みまして、田園回帰のお話もいただきましたので、次回にまたお話ししたいと思います。ありがとうございました。

【奥野部会長】 ありがとうございます。それでは、まだ若干時間はございますけれども、毎回大変議論が白熱して、いつも時間を若干はみ出しておりますので、今日は幾分早目に終わるということをお許しいただきたいと思つています。

それでは、今後のスケジュール等について、連絡事項を事務局からお願いいたします。

【総務課長】 ありがとうございます。

本日は定足数をちょっと割っているということになりますので、懇談会として取り扱わせていただきたいと思いますけれども、議事録等につきましては、通常の部会と同様に取り扱わせていただきたいと思いますので、まずその旨、ちょっと申し上げたいと思つています。

次回の計画部会につきましては、来月5月28日、木曜日ですけれども、午後3時から5時に開催させていただくことを予定しております。会場等詳細につきましては、後日改めてご連絡させていただきたいと思っております。

また、本日お配りいたしております資料につきましては、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局から各先生方のところにお送りさせていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —